

犬山市職員身だしなみ指針

1 趣旨

価値観の多様化やSDGs・脱炭素化など社会情勢の変化を踏まえ、働き方改革の一環とし、年間を通して職員一人ひとりが快適で働きやすい服装で勤務することにより、業務の効率化及び職員の健康増進を図り、市民サービスの更なる向上に繋げることを目的とする。

2 取組内容

社会通念上必要と判断される場合以外は、職員自らの判断により、通常の執務時間において、それぞれの業務・気候・体調に合わせた働きやすい服装（軽装）での勤務を通年で実施する。

3 実施にあたっての留意事項

実施にあたっては、次の各項目に留意すること。

- (1) 執務時間における服装については、社会常識を逸脱しないことを心がけ、決して住民に不快感や違和感を与えないようにする。

・適切な身だしなみのポイント

- ①清潔感を意識する（汚れ・シワのあるもの、ダメージファッション等は不可）。
- ②露出度が高いもの、派手・華美なものは避ける。
- ③色はシンプルで落ち着いた色合いのものとする。

※ただし、犬山ポロシャツや事業等のPRに関する被服の着用における色の指定はしません。

- ④執務室外でのサンダルの着用は不可とする。

- (2) 名札は見やすい位置に着用する。
- (3) 式典や市職員以外の者が参加する会合の場合等、社会通念上ネクタイや上着の着用が必要と考えられる場合は、TPOに応じ、適切に対応する。
- (4) 市議会本会議等における服装については市議会のルールに従う。
- (5) 市長室、副市長室及び教育長室への入室、或いは市長、副市長及び教育長等が出席する庁内会議等においても、軽装可とする。
- (6) 防災服は災害発生時や庁外での作業時等の着用とし、平時の私服（温度調整）としての着用は禁止する。
- (7) 髪色、髪型、髭、アクセサリ、ネイル等については自然で清潔感のあるものとする。